府中市環境行動指針(案)

「人も自然もいきいきする環境都市・府中」を目指して

1 府中市環境行動指針について

府中市では、平成 11 年に府中市の環境行政推進の根幹をなす「府中市環境基本条例」を制定し、その後、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「府中市環境基本計画」を平成 15 年 2 月に策定し、同計画に基づく様々な環境施策を展開してきました。平成 16 年 2 月には、市、市民、事業者の日常生活や事業活動における環境保全行動を促進するため、「府中市環境行動指針」を策定しました。

このようななか、平成 26 年 3 月の第1次府中市環境基本計画の計画期間終了に伴い、第2次府中市環境基本計画を策定するとともに、府中市環境行動指針も新たに見直すこととなりました。

本指針は、第 2 次府中市環境基本計画の望ましい環境像「人も自然もいきいきする環境都市・府中」の実現に当たり、市・市民・事業者の日常生活及び事業活動における具体的かつ実践的な環境保全行動を促進するための手引き書となるものです。

2 環境行動指針の位置付け

本指針は、府中市環境基本条例第 8 条の規定に基づき策定するものです。

本指針は、第 2 次府中市環境基本計画に位置付けられている「重点プロジェクト」で示した各主体の取組内容を踏襲したものであり、特に市民・事業者の環境保全行動を促進するに当たって必要に応じた情報を補完し、「行動マニュアル」として市民や事業者が興味を持ち、読みやすいように再編したものです。

3 環境行動指針の推進方法と進行管理

本指針の「市の取組」については、府中市環境マネジメントシステムの「環境マネジメントマニュアル」にのっとり、監視・測定を行うこととします。なお、これらの監視・測定結果については、府中市環境マネジメントシステムにおける監査を受審します。

「市民の取組」及び「事業者の取組」については、これらの行動の普及拡大状況について、定期的な市民意識調査の実施により把握し、チェックを行うこととします。進行管理に必要な調査等については、「府中市環境保全活動センター」と連携します。

それらの結果については、府中市環境審議会に報告し、総合的な評価をいただくとともに、市のホームページ等を通じて広く公表することとします。

4 環境行動指針の運用期間

本指針の運用期間は、第 2 次府中市環境基本計画と同様に、平成 26 年度から平成 34 年度までの 9 年間とします。

5 環境行動指針の体系

第２次府中市環境基本計画では、望ましい環境像の実現に向けた基本方針に基づき、個別目標を定め、個別目標に向けた取組を示しています。さらに、多種多様にわたる環境課題の解決には、各取組を個別に実施するのではなく、大きな目的に向けて連携する「横断的な取組」が必要なことから、重要性、緊急性が高く、府中市の環境の特性を活かしていくための軸となる施策を「3つの重点プロジェクト」として設定しました。体系は次に示すとおりです。

本指針では、この重点プロジェクトについて、市・市民・事業者別が取り組むべき具体的な行動を示しています。

府中市の望ましい環境像

人も自然もいきいきする環境都市・府中

基本方針

基本方針１
水と緑が豊かにあるまちを目指します

基本方針２
安全・安心に健康で暮らせるまちを目指します

基本方針３
文化的で快適なまちを目指します

基本方針４
低炭素型、循環型のまちを目指します

基本方針５
環境パートナーシップの育つまちを目指します

個別目標

- 水辺の保全と活用
- 緑の保全と活用
- 生物多様性の保全
- 農地の保全
- 大気環境の保全
- 水環境の保全
- 土壌の環境保全や他の公害対策
- 新たに健康影響が懸念される事象への対応
- 安全な道路環境づくり
- 適切な土地利用の推進
- 景観の保全
- 公園などの整備と活用
- 防災対策
- 歴史的・文化的環境の保全
- 地球温暖化対策
- リサイクル・ごみ減量化の推進
- ごみの適正処理の推進
- 学校における環境教育・学習の推進
- 地域の環境保全活動の推進
- 地球市民としての行動の推進
- 広域連携の推進
- 市民・事業者・行政の連携

府中市環境行動指針

重点プロジェクト1

府中市の歴史と景観を彩る「自然」とともに歩む環境づくりプロジェクト

重点プロジェクト2

安全・安心な地球、そして、府中市を守り育てる環境づくりプロジェクト

重点プロジェクト3

一人ひとりがともに考え行動する、環境パートナーシップの強化プロジェクト

6 環境行動指針

重点プロジェクト1

府中市の歴史と景観を彩る「自然」とともに歩む環境づくりプロジェクト

市がこれまでに取り組んできた「水と緑のネットワーク」の形成を更に進めるとともに、生物多様性の保全の重要性を視野に入れながら、府中市の歴史と景観を形成してきた自然環境の保全に向けて一層の取組を実施していきます。

①「水と緑のネットワーク」を形成し、府中市の自然や景観を守り育てる

市の取組

- 国の天然記念物に指定されている馬場大門のケヤキ並木を将来にわたり保護管理していきます。
- 用水路は、ふるさとを感じさせる田園風景を構成する重要な要素であることから、地域の住民の協力を得て、公園や緑道などと一体となった利用の在り方を検討します。
- 里道の歩道化を検討するとともに、既存の緑道などと連結し、休憩場所などがある快適な歩道のネットワーク化を推進します。
- 生産緑地を中心として、積極的に都市農地を保全します。
- 公園・緑地の拡充や農地の保全など、オープンスペースを確保し、防災機能の強化を図ります。
- 公立小・中学校の校舎を対象に、施設内緑化（屋上緑化、ビオトープ整備など）や、緑のカーテンの設置を推進します。

市民の取組

- 多摩川・用水路・湧水などの水辺環境や水質の調査、用水路の整備に協力します。
- 緑の実態調査や、公園・緑地の清掃・管理に参加するなど、緑が豊かな潤いのあるまちづくりに協力します。
- 農地の保全や地元農産物の利用に努めます。

事業者の取組

- 多摩川・用水路・湧水などの水辺環境や水質の調査、用水路の整備に協力します。
- 緑の実態調査や、公園・緑地の清掃・管理に参加するなど、緑が豊かな潤いのあるまちづくりに協力します。
- 農地の保全や地元農産物の利用に努めます。
- 馬場大門のケヤキ並木やその周辺の緑、崖線の緑、田畑などで構成されるふるさと景観の保全に努めます。

快適なまちのために

まちが快適であるためには、自然環境のみならず、安全、景観、歴史などへの配慮も大切です。例えば・・・

○段差プレートなど障害物のない安全で安心な道路空間の確保

○歴史的資源や美しいまちなみなどを損なわない照明や広告物

○周囲と調和する色あいの建築デザインなど。

②生物多様性の保全に向けた行動を推進し、人と自然が共生したまちをつくる

市の取組

- 「（仮称）府中市生物多様性地域戦略」の策定を検討し、自然環境の保全や野生動植物の保護、外来種対策など、地域の特性に応じた生物多様性の保全に関する実践的な取組を促進します。
- 生き物の生息状況及び生息環境の現状と経年変化を把握するため、市民団体やボランティア、教育・研究機関などと協力して、調査方法を検討し、定期的に生き物調査を実施します。
- 東京都や関係機関と連携し、多摩川の水質浄化や流水量の確保、生態系の復活に向けた取組を推進します。
- 用水路の活用に当たっては、まちに潤いをもたらす環境用水として位置付け、通年通水を目指し、多様な生物が住める水辺づくり、景観の保全、親水性の向上に配慮した整備を検討します。

市民の取組

- 市内の動植物の調査に参加するなど、生態系の保全に協力します。

事業者の取組

- 市内の動植物の調査に参加するなど、生態系の保全に協力します。

生物多様性とは？

多様な種類の生き物が関わりながら、様々な環境に合わせ生活していることをいいます。
生物多様性条約では、生物多様性を「すべての生物の間に違いがあること」と定義し、「生態系」、「種」、「遺伝子」の３つのレベルの多様性があるとしています。

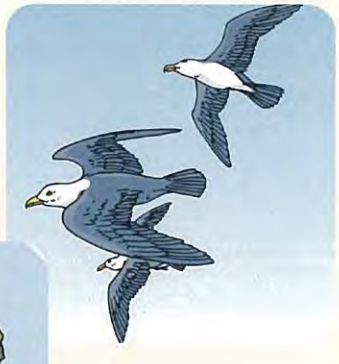

我が国では平成 20 年 10 月に「生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）」が愛知県名古屋市で開催され、「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性国家戦略 2012-2020」が平成 24 年９月に閣議決定されました。これにより、地域における生物多様性の確保に向けた取組を明らかにすることが求められています。

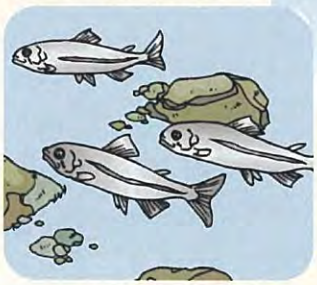

生き物や生物多様性の減少が進行していると言われる中、府中市においても、生物多様性の確保に向けた取組を進めていきます。

③府中市のまちを特色づける、歴史的景観を保全する

市の取組

- 府中の名木百選に選定された名木や保存樹木に指定された樹木について、市と市民が協力して保全、維持管理する新たな仕組みを検討します。
- 樹林地について、保存樹林制度や市民緑地制度等により積極的な保全と活用を検討します。
- 開発事業が行われる際には、開発事業者との協議により、既存の緑地の保全を誘導します。
- 市が中心となって、所有者や隣接する商店街、自治会など、市民との協働で行うけやき並木の管理体制を構築します。
- 府中崖線の保全とともに、崖線と調和した土地利用を進めます。
- 浅間山周辺については、浅間山と調和したまち並みを形成し、環境や景観に配慮した快適なまちづくりを進めていくよう、適切な土地利用を誘導します。
- 景観形成の目標及び方針を実現するため、景観協定、まちづくり誘導地区、地区計画などの活用を検討します。

市民の取組

- 馬場大門のケヤキ並木やその周辺の緑の保全活動に参加・協力します。

事業者の取組

- 馬場大門のケヤキ並木やその周辺の緑、崖線の緑、田畑などで構成されるふるさと景観の保全に努めます。

馬場大門のケヤキ並木

康平 5 年（1062 年）源頼義（みなもとのよりよし）・義家（よしいえ）父子が奥州安倍一族の乱を鎮圧し、その帰途、ケヤキの苗 1,000 本を寄進したことに始まるといわれる馬場大門のケヤキ並木。その後徳川家康が関が原、大坂両役の戦勝の御礼として馬場を献納し、ケヤキの苗を補植しました。

現在の馬場大門のケヤキ並木は、ケヤキを中心に約 2,000 本の樹木があり、古木も多数見られ、緑のトンネルを思わせるその景観は、見事というほかはありません。

重点プロジェクト2

安全・安心な地球、そして府中市を守り育てる環境づくりプロジェクト

地球温暖化対策やごみ減量対策、更には低炭素型、循環型社会を構築するに当たって有益となる取組を総合的に展開し、他の自治体との連携を図りながら更なる取組を強化していくこととします。

①自然エネルギーの利用や省エネルギーを推進し、二酸化炭素排出量の削減に努める

市の取組

- 公共施設に、太陽光発電システムや太陽熱利用システムなどを積極的に導入します。
- 公共施設にＬＥＤ照明を積極的に導入します。
- カーボンオフセットなどの地域の枠を超えた取組を推進します。
- 自転車駐車場の適切な配置の推進や、歩行者の安全を守りつつ、自転車を利用しやすい環境（広い歩道等）の整備を図りながら、積極的に自転車等の利用を促進します。

市民の取組

- 電気、水道、ガスなどが「有限な資源である」ことを認識し、エアコン温度の設定、シャワーの使用時間の短縮、エコドライブなどの省エネ行動を実践します。
- 地産地消に配慮した食材選びを心掛けます。
- 省エネナビ等の活用により、取組効果の見える化に取り組みます。
- 冷房設備に頼らず、敷地内の緑化による緑陰の創出や、よしず・すだれ、緑のカーテンの活用、打ち水の実施など、日本古来の涼を取るための工夫を実践します。
- 自家用車の買い換え時又は新規購入時には、環境負荷の小さい低燃費自動車やハイブリッド自動車、電気自動車等を積極的に選択します。
- 住宅を新築又はリフォームする際には、高効率型給湯器の導入に努めます。
- 住宅に太陽光発電システムや太陽熱利用システムを積極的に導入します。

低炭素社会の構築に向けた府中市の取組

府中市では地球温暖化対策として、住宅に太陽光発電システムや家庭用燃料電池などの環境配慮設備設置の助成や、公共施設の新・改築に併せた環境配慮型設備の設置など、再生可能エネルギーの導入や活用、二酸化炭素の排出削減に努めています。

また、排出される二酸化炭素相当量の一部を、姉妹都市長野県佐久穂町の森林を整備することにより、相殺させるカーボンオフセットを実施しています。
佐久穂町と府中市の住民が佐久穂町の森林を守り育み、自然に親しむ機会を確保するため、平成23年に「府中市と佐久穂町との地球環境保全のための連携に関する協定」を締結し、小・中学生を対象とした森林間伐体験事業を実施しています。

事業者の取組

- 電気、水道、ガスなどのエネルギー、コピー用紙などの消耗品が「有限な資源である」ことを認識し、小さな取組の積み重ねが地球温暖化対策に大きく貢献することを自覚して、省エネ行動を実践します。
- 事業用の車両として、環境負荷の小さい環境対応車（低燃費自動車やハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車等）を積極的に選択します。特に、長距離の運送などに用いる車両はその削減効果が大きいことから、優先して切り替えを進めます。
- 環境マネジメントシステムなどを導入し、組織的かつ体系的に取り組むとともに、取組成果などを環境報告書として取りまとめ、積極的に情報開示を進めます。
- 太陽光発電システムや太陽熱利用システムを積極的に導入します。
- 工場、オフィスなどに積極的に省エネ型設備（照明、冷蔵・冷凍庫、生産機器、空調施設など）を導入するとともに、エネルギーロスの少ない省エネ型建物構造への転換を図ります。

②市民一人ひとりが、３Ｒを推進し、ごみの少ないまちをつくる

市の取組

- 食材を多く買い過ぎない、食べ残しをしない、生ごみは一絞りして水分を取るなど、自ら実践できる方法を、ごみ広報紙「府中のごみ」などを通じてＰＲしていきます。
- マイバッグを持参しない無関心層を取り込むため、市民団体や販売店、商店街などと連携し、単にごみ減量の観点だけでなく、デザインや機能性など、様々な視点からマイバッグの持参やレジ袋の削減を呼び掛けます。
- 市内で食の資源循環を行うため、給食残さの一部を堆肥化し、市内農家などで活用する実験を行います。
- ごみ減量・リサイクルを推進する販売店などの取組や成果を公表・チェックするなどの仕組みづくりを検討します。これに伴い、従来の制度を見直します。

市民の取組

- レジ袋や過剰包装の辞退、食品トレイを使用しない「ばら売り」や「袋売り」の利用、詰め替え商品の購入に積極的に取り組みます。
- 食品の効率的な利用（食べ残し、野菜くず、消費期限切れ等による廃棄食品の減量）に努めるとともに、生ごみの堆肥利用などに取り組みます。

ごみについて、もう一度

ごみに対するルールやマナーはつい忘れてしまいがち。定期的にルールを確認しておきましょう。

○分別方法や収集日などをよく確認しましょう。集合住宅などでは施設のルールもよく確認しましょう。

○ごみを出すときは、カラスや猫などの動物に荒らされたり、風に飛ばされて周囲に迷惑をかけることがないように、バケツやネットに入れて出すようにしましょう。

○製品の購入時にはリサイクルが可能なものを選び、捨てる前にフリーマーケットを活用するなど再利用に努めましょう。

事業者の取組

- 簡易包装やマイバッグ持参者などに対するスタンプ制度など、販売方法を工夫して、ごみの発生の抑制に努めます。
- 再使用やリサイクルにより、ごみの発生が少ない製造や販売などの事業活動に努めます。
- 製品が廃棄されるときの分別方法や資源化方法、またグリーン購入対象製品・商品を表示し、 それらの情報を提供するとともに、グリーン購入にも努めます。
- リターナブル製品、長期間の使用ができる製品、再生・再使用が可能な製品などの製造・販売・使用に努めます。
- 商店街や大規模店舗などでの事業系ごみの減量、リサイクルの推進に努めます。

重点プロジェクト3

一人ひとりがともに考え行動する、環境パートナーシップの強化プロジェクト

地域社会における環境保全活動の実践を促す仕組みを構築するとともに、府中市環境保全活動センターを中心に、多くの市民や事業者等の主体が、ともに考え行動していく環境づくりに取り組んでいくこととします。

①環境を学ぶ機会を積極的に創出し、環境問題に対する興味や関心の向上を図る

市の取組

- 小学生とその保護者を対象に、多摩川河川敷で生き物とふれあい、水辺での遊びを通じて親子で環境を学ぶ機会を提供する、「府中水辺の楽校」の開催を継続的に支援します。
- 資料提供や人材派遣などの支援を行うほか、防災とまちづくりに関するセミナーやワークショップ、 まちづくりリーダーの養成講座などを開催します。
- 市民向けに府中市の歴史読本を発行するとともに、歴史講座を開講し、府中市の歴史と文化の普及・啓発に努めます。
- 広く市民を対象とする環境に関する各種講座やイベントなどにより、環境学習の普及啓発を推進します。
- 自然観察会や農業体験、野外体験学習など自然とふれあえる体験学習を推進します。
- 市民参加で自然環境調査や生活環境調査を実施し、調査結果を蓄積するとともに環境学習などに活用します。
- 環境保全活動を行う市民ボランティアを養成し支援するとともに、環境保全活動のグループづくりなどを支援します。
- 環境学習のリーダーを育成します。
- エコ・リーダーの育成等を推進し、市民・事業者・行政のパートナーシップによる環境保全や環境学習への取組を推進します。
- 地域ごとに市民の手による緑化を先導する中核的なリーダーを発掘・育成するため、リーダー育成講習会や各種講座を開催します。

市民の取組

- エコ活動支援制度（学校環境ボランティアなど）に積極的に参加し、活動の運営を支援します。
- ＮＰＯ等の市民団体は、自ら環境学習を企画し、主催者となることで、環境学習の場を広げることに努めます。
- 市又はＮＰＯ等が主催する自然環境調査や生活環境調査に積極的に参加します。

事業者の取組

- エコ活動支援制度に積極的に参加し、講師等としての参加、事業所見学の機会の提供などにより、エコ活動の推進を支援します。
- 市民や市による環境保全活動に対して、地域の一員として参加するとともに、運営、資金、人材、技術、機材などの面において協力・支援を行います。
- 事業所内のオープンスペース、駐車場、事業所前の道路などにおいて、打ち水を実施します。また、「打ち水イベント」に積極的に参加します。

②府中市環境保全活動センターを活用した市民等のパートナーシップを構築する

市の取組

- 府中市環境保全活動センターを活用し、グループによる環境保全活動のＰＲや情報提供を行うとともに、相互の交流を推進します。
- 府中市環境保全活動センターを活用し、市民や事業者へ環境情報の提供や市民や事業者からの環境情報の収集を行います。

市民の取組

- 府中市環境保全活動センターを積極的に活用し、情報の収集、イベント等への参加をするとともに、センターの運営にも積極的に参加します。
- 府中市環境保全活動センターを活用し、環境に関する情報を収集、整理するとともに、提供します。

事業者の取組

- 事業者として、府中市環境保全活動センターの運営に参加します。また、センターにおいて、市民や行政と積極的に意見交換を行うとともに、自ら環境保全活動や環境学習会を企画するなど、主体的にセンターの活動に参加します。

府中市環境保全活動センターって？

市では、府中市環境基本計画及び環境行動指針に基づき、環境保全に関する学習の機会並びに交流及び活動の場を提供し、市民等が行う環境保全活動を支援するため、府中駅北第２庁舎に府中市環境保全活動センターを開設しました。環境保全に関するご相談等、お気軽にお立ち寄りください。

事業内容

＊環境保全に係る交流、諸活動の促進及び援助に関すること
＊環境保全に係る講演、講座及び研修に関すること
＊環境保全に係る図書、資料の収集及び利用に関すること
＊環境保全に係る相談に関すること
＊環境保全に係る調査及び研究に関すること
＊その他環境保全に係る活動

③学校をエコスクール化するとともに、環境教育・学習を推進する

市の取組

●学校施設については、子どもたちが自然とふれあう機会を増やすとともに、粉じんの抑制やヒートアイランド現象の緩和などの環境対策や校庭開放による地域コミュニティ活動の促進を図るため、校庭の芝生化を進めます。
●公立小・中学校を対象に、太陽光発電システムや太陽熱利用システムを建て替え及び大規模改修等の際に導入します。
●導入に当たっては、生徒の学習効果を高めるため、発電量の見える化を図ることや、太陽光発電システム等の原理・構造などを紹介した学習教材を整備します。
●公立小・中学校の敷地内に、雨水の貯水タンクや貯水槽を設置し、雨水利用による省資源対策を推進します。

市民の取組

●小・中学校で開催される環境活動について、保護者として、又は地域住民として積極的に参加し、子どもの環境活動を支援するとともに、自らも学び、体験します。

事業者の取組

●小・中学校で開催される環境活動について、地域の一員として積極的に参加し、子どもの環境活動を支援するとともに、自らも学び、体験します。

重点プロジェクトの推進に当たって参考となる指標

推進プロジェクトの推進に当たっては、次の関連する指標を参考にした進行管理を行っていきます。

	指標名（単位）	指標の説明	現状値（対象年度）	目標値（目標年度）	出典
重点プロジェクト1	市の面積に対する緑被地の割合（%）	「緑被地」とは、上空から見たときに、樹木・樹林、草地、農地など、植物で覆われた土地のことで、本市に占める割合を「緑被率」と言います。	29.68%（平成 20）	30%（平成 30）	府中市緑の基本計画 2009
	市の面積に対する緑地の割合（%）	市内の緑地面積を府中市面積で除して算出した数値です。緑地の増加を目指します。	24.7%（平成 24）	25.6%（平成 29）	第６次府中市総合計画
	市の面積に対するみどりの割合（%）	「みどり」とは、公園、街路樹、樹林、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、河川、水路などのことで、本市に占める割合を「みどり率」と言います。	39.8%（平成 20）	40%（平成 30）	府中市緑の基本計画 2009
	緑化協議による緑地確保面積（ha）	府中市地域まちづくり条例に基づく緑化協議により確保された緑地の面積です。事業者の協力による緑地の増加を目指します。	29ha（平成 24）	47ha（平成 29）	第６次府中市総合計画
	小・中学校への雨水浸透施設及び貯留施設の設置数（校）	雨水浸透施設及び貯留施設の小学校・中学校への設置数です。小学校・中学校全校に設置することを目指します。	4 校（平成 23）	7 校（平成 29）	第６次府中市総合計画
	雨水浸透ます設置個数（個）	住宅の建築や改築時に、雨水浸透ますの設置指導を行い、雨水流出抑制に努めます。	47,900 個（平成 24 末）	59,900 個（平成 29）	第６次府中市総合計画
	生産緑地の面積（ha）	農地として保全される生産緑地をできるだけ多く残します。	105.6ha（平成 24）	92.3ha（平成 29）	第６次府中市総合計画
	認定農業者数（人）	直売所や市場へ出荷する農業者で経営改善を目指す認定農業者を増やします。	96 人（平成 23）	105 人（平成 29）	第６次府中市総合計画
	市内に開設された市民農園区画数（区画）	市民が利用できる市民農園の区画数です。市民が自分で好きな野菜がつくれることから、家族で農業にふれあう場を提供します。	1,948 区画（平成 23）	2,000 区画（平成 29）	第６次府中市総合計画
	次世代に古木となるけやき後継樹の本数（本）	高密度に生育する個体間の被圧がけやきの成長を阻害する要因であることから、阻害となる個体の除去を進めます。古木が立ち並ぶ歴史的な並木景観の形成を目指します。	203 本（平成 23 ）	157 本（平成 29）	第６次府中市総合計画
重点プロジェクト2	二酸化炭素排出量（t-CO_2）	市では、平成 32 年度までに、平成２年度における排出量の 15%以上の削減（「府中市地球温暖化対策地域推進計画」での設定値）を目指します。	917.5 千 t-CO_2（平成 2）	15%以上の削減（平成 32）	府中市地球温暖化対策地域推進計画
	直売所等へ出荷している農家の割合（%）	自給的農家を減少し、直売所等へ出荷する販売農家を増やすことなど地産地消を推進します。	51.0%（平成 22）	58.0%（平成 29）	第６次府中市総合計画
	学校給食における地場産農産物の使用品目数・使用割合（%）	学校給食で使用している府中産農産物の使用割合です。増加を目指します。	19 品目 6.6%（平成 23）	20 品目以上 8%以上（平成 29）	第６次府中市総合計画
	ごみの減量やリサイクルに取り組んでいる市民の割合（%）	ごみの減量やリサイクルに対する市民の意識向上を目指します。	91.6%（平成 23）	93.0%（平成 29）	第６次府中市総合計画
	市民一人当たりのごみ・資源の排出量（g／日）	家庭系燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物、事業系可燃ごみの排出量を合計した総ごみ量の減少を目指します。	645 g／日（平成 23）	595 g／日（平成 29）	第６次府中市総合計画
	最終処分場への搬入量（t）	最終処分場への搬入量の減少を目指します。	1,954 t（平成 23）	1,800 t（平成 29）	第６次府中市総合計画
	１人当たりの多摩川衛生組合への搬入量（g／日）	多摩川衛生組合への搬入量を示します。減少を目指します。	465 g／日（平成 23）	430 g／日（平成 29）	第６次府中市総合計画
	１人当たりのリサイクルプラザへの搬入量（g／日）	リサイクルプラザへの搬入量を示します。減少を目指します。	146 g／日（平成 23）	135 g／日（平成 29）	第６次府中市総合計画
重点プロジェクト3	環境学習講座の実施回数（回）	環境学習講座の年 10 回開催を目指します。	－	10 回	第６次府中市総合計画
	自然観察会や体験学習へ参加したことがある市民の割合（%）	自然観察会や体験学習へ参加したことがある市民の割合を増やすことに努めます。	8.4%（平成 23）	20.0%（平成 29）	第６次府中市総合計画
	府中水辺の楽校に参加した児童の人数（人）	多摩川を活用した自然環境学習、体験学習、小学校の総合学習支援を行っています。次代を担う子どもたちが身近な自然である多摩川に慣れ親しみ、身近な自然の大切さを学ぶ貴重な機会をより多く提供するように努めます。	1,662 人（平成 23）	2,000 人（平成 29）	第６次府中市総合計画
	府中市環境保全活動センターの認知度（%）	情報発信や相談を通じて、府中市環境保全活動センターの認知度の向上を目指します。	4.5%（平成 24）	20%（平成 34）	－
	府中市環境保全活動センターサポーターの登録人数（人）	府中市環境保全活動センター機能拡充を図るとともに、理解、協力するサポーター人数、団体数の増加を目指します。	62 人（平成 24）	100 人（平成 34）	－
	府中市環境保全活動センターサポーターの登録団体数（団体）		11 団体（平成 24）	20 団体（平成 34）	－

府中市環境行動指針

発行／平成 26 年 3 月　編集・発行／生活環境部環境政策課

〒183-8703 東京都府中市宮西町 2 丁目 24 番地
電話：042-364-4111（代表）　FAX：042-361-0078（環境政策課）
ホームページ　http://www.city.fuchu.tokyo.jp/
E メールアドレス　kankyo01@city.fuchu.tokyo.jp